

PCB廃棄物の期限内処理に向けて

- 1 PCB廃棄物は、定められた期限までに必ず処分しなければなりません。
- 2 該当する施設・設備がないか、確認をお願いいたします。
- 3 高濃度PCB廃棄物の処分期間は既に終了しています。

変圧器（トランス）・コンデンサー：平成30年3月31日まで

照明器具の安定器・汚染物等：令和3年3月31日まで

もし高濃度PCB含有の製品・廃棄物を発見された場合は、
大至急、管轄の保健所へご連絡ください。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、燃えにくく絶縁性に優れた物質であることから、変圧器やコンデンサーといった電気機器の絶縁油をはじめ、橋梁の防食塗装剤、感圧式複写紙など、幅広い分野で様々な用途に使われてきました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件(注)の発生を契機に、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止されています。

(注)カネミ油症事件

食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を生させた食中毒事件です。製造場所は福岡県北九州市小倉北区にありました。

症状は、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。こうした症状が改善するには長い時間がかかり、現在も症状が続いている方々がいます。

PCBは、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質であり、その難分

解性、高蓄積性、大気や生物等を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり地球規模の環境汚染をもたらすものです。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からP C Bが検出され、汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきました。

P C B 処理の経緯

我が国では、既に製造されたP C Bの処理として、民間主導で焼却処理施設の設置が試みられたものの操業には至らず、その処理体制の整備が著しく停滞、未処理のまま30年以上の長きにわたり保管し続けられた結果、約11,000台の変圧器・コンデンサー等が行方不明となり、環境汚染の進行が懸念される状況となりました。

その後、平成13年7月に制定されたP C B特別措置法に基づき、平成15年4月にP C B廃棄物処理基本計画が策定され、平成28年7月を期限とする処分（無害化）が始まりました。高濃度のP C B廃棄物は、100%政府出資の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）^{ジェスコ}を活用して拠点的広域処理施設を整備、全国5カ所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道）の事業所に処理対象エリアを割当て、それぞれのエリアごとに処理を行うこととなりました。

加えて、低濃度のP C B廃棄物の焼却処理が、環境大臣認定の無害化処理施設及び都道府県市許可施設において平成22年に開始されました。

しかしながら、JESCOでの処理が想定よりも時間を要するものであったこと、これまでP C Bを使用していないとされていた電気機器から微量のP C Bが検出されP C B廃棄物の絶対量が増えたことなどにより、平成24年には計画的処理完了期限(注)が延長されることとなりました。JESCOの事業所でのP C B廃棄物の処理は、地元の理解と協力の下で進められてきたことであり、立地自治体と約束した期限を確実に達成するため、平成28年8月にはP C B特別措置法が改正され、新たに計画的処理完了期限の1年前の日を末日とする「処分期間」が設定されたところです。これにより、高濃度P C B廃棄物の実質的な処理期限が1年前倒しとなりました。

(注)計画的処理完了期限

P C B廃棄物処理基本計画により定められたもので、全国5カ所の拠点的広域処理施設（事業所）ごとに定められています。島根県内に保管場所があるP C B廃棄物は、「北

九州」の事業所が指定されており、全国5カ所のうち、最も早く処理完了期限が到来しました。

また、平成28年9月には電気事業法が改正され、使用中の高濃度PCB含有電気工作物は、処分期間内に廃棄、処分することが義務づけられました。「廃棄」とは、使用を止め、廃棄物とすることをいいます。

PCBの処分期間等

島根県内で保管されているPCB廃棄物の処分期間等は、特別措置法により以下の表のとおり定められています。

PCB廃棄物の区分		処分期間	計画的処理完了期限
高濃度	変圧器 コンデンサー 等	平成30年3月31日まで (終了しました)	平成31年3月31日 (終了しました)
	安定器 汚染物 等	令和3年3月31日まで (終了しました)	令和4年3月31日 (終了しました)
低濃度		令和9年3月31日まで	令和9年3月31日

※現在使用中のものであっても、この表の区分に従い処分することとなります。

また、処分場所（PCB無害化処理施設）は、以下の表のとおり定められています。

PCB廃棄物の区分		処分場所
高濃度	変圧器 コンデンサー 等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ ^{ジェスコ} JESCO） 北九州事業所 ※JESCOは全国に5カ所あるが、島根県内で保管されているPCB廃棄物は、北九州事業所が指定処理施設となっている。
	安定器 汚染物 等	
低濃度		無害化処理認定施設 又は都道府県市許可施設 ※全国に約40カ所

PCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は、定められた期限までに必ず処分しなければなりません。なお、高濃度PCB廃棄物は処分期間が終了しており、現在はJESCOで処分することはできません。

PCBについては、世界的に規制が進められており、我が国では昭和47年以降製造は行われていないものの、国内には未だ相当数のPCB廃棄物やPCB使用製品が残されています。PCBは、本来自然界には存在しない人工の化学物質です。その毒性を考えると、将来世代のためにも、PCBによる環境汚染がこれ以上広がることを防がなければなりません。将来にわたって健康を保護し、生活環境を保全していくため、該当する施設・設備の徹底した確認をお願いいたします。

なお、平成30年3月31日に、高濃度PCB含有の変圧器・コンデンサーは処分期間の末日を迎えました。また、高濃度PCB含有の安定器・汚染物等は、令和3年3月31日に処分期間の末日を迎えました。仮に、今でも高濃度PCB含有の変圧器（トランス）・コンデンサー、安定器及び汚染物等を所有されている場合、また、新たに見つけられた場合は、大至急、管轄の保健所へご連絡ください。

《ご注意ください》

◇銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術担当の方に依頼して確認してください。

◇製造から40年以上が経過するPCB使用安定器が、劣化して破裂する事故が発生しています。飛び散ったり漏れ出たりしたPCB油が人体にかかる危険性がありますので、昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物では、古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は以下の問い合わせ先にご連絡ください。

《お問い合わせ先》

何かご不明な点、新たにPCB含有機器や含有が疑われるものがあつたときは、最寄りの保健所にご相談ください。

管轄する市町村	保健所名（担当）	住所	電話
安来市	松江保健所 （環境保全課）	松江市東津田町 1 7 4 1 - 3	0852-23-1318
雲南市、奥出雲町、 飯南町	雲南保健所 （環境保全課）	雲南市木次町里方 5 3 1 - 1	0854-42-9668
出雲市	出雲保健所 （環境保全課）	出雲市塩冶町 2 2 3 - 1	0853-21-1197
大田市、川本町、 美郷町、邑南町	県央保健所 （環境保全課）	大田市長久町長久 ハ 7 - 1	0854-84-9809
浜田市、江津市	浜田保健所 （環境保全課）	浜田市片庭町 2 5 4	0855-29-5560
益田市、津和野町、 吉賀町	益田保健所 （環境保全課）	益田市昭和町 1 3 - 1	0856-31-9554
海士町、西ノ島町、 知夫村、隠岐の島町	隠岐保健所 （環境衛生課）	隠岐郡隠岐の島町 港町塩口 2 4	08512-2-9719

松江市内の事業者の方は、松江市環境対策課（電話：0852-55-5671）へ
ご相談ください。